

分別解体等の計画等

分別解体等の計画等					
	建築物の構造 (解体工事のみ)	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）			
	工事の種類	☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他（ ）			
	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材			
	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他（ ）		
		周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他（ ） 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他（ ）		
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他（ ）		
		搬出経路	障害物 ☐ 有（ ） ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他（ ）		
		特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿	☐ 有 ☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付ロックウール等) ☐ 無 ☐ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施 ※1
				その他	☐ 有 ☐ 無
		その他	石綿	☐ 有 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) ☐ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) ☐ 無 ☐ 非飛散性石綿(スレートボード等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施 ※1
				その他	
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法(解体工事のみ)
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	② 土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥ その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	工事の工程の順序 (解体工事のみ)	☐ 上の工程における ⑤→④→③ の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由 （ ）			
	工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☐ コンクリート	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
			☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
			☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
	備考				

□欄には、該当箇所を「■」とする。

※1:非飛散性石綿でも撤去工法や劣化等で飛散の恐れがある場合は「■」とし、適正処理を行うこと。